

幸手市立吉田小学校における私的端末の使用に関する規程

幸手市立吉田小学校校長

第1条(目的)

この規程は、本校教職員の学校における私的端末(携帯電話やスマートフォン、タブレット端末等)の使用に関して、その取扱いと使用の基準を定めるとともに、私的端末の使用が児童の尊厳と権利を著しく侵害することがないようにすること、また、教職員が「ICTの善き使い手」としてデジタル機器を正しく、責任をもって使うことで、誰もが安心・安全な教育環境を維持することを目的とするものである。

第2条(校内での私的端末の取扱い)

- 1 業務中は、原則として職員室から私的端末は持ち出さない。
- 2 教育活動において、児童の活動を撮影する際は、原則として私的端末は使用しない。
- 3 児童及び保護者への電話連絡及びメール連絡には、原則として私的端末は使用しない。

第3条(私的端末使用の基準)

- 1 授業等で私的端末を使用することが、教育上効果的であると校長が判断する場合、第2条の規程にかかわらず、使用することを許可する。
- 2 校舎内外での授業、校外活動等で緊急連絡が必要となる可能性のある場合は、事前に管理職の許可を得て私的端末を持ち出すこと。なお、その場合は、電話連絡のみに使用すること。
- 3 緊急事態発生時に、迅速な対応が必要でほかに連絡手段がない場合、第2条第3項の規定にかかわらず、保護者、児童への連絡に対して私的端末を使用することができる。
- 4 インターネット上にあるコンテンツが、教材として教育的に効果が有効だと認められる場合は、事前に管理職の許可を得て私的端末を使用することができる。

第4条(職務外における私的端末使用の留意事項)

- 1 教職員は、職務外において私的端末を使用する場合においても、教育公務員としての立場と社会的責任を自覚し、児童や保護者、地域社会からの信頼を損なうことのないよう、適切かつ節度ある利用に努める。
- 2 インターネット上における発言や情報発信について、教育公務員としての信用を損なう行為や、学校の教育活動に支障をきたす行為は慎む。
- 3 学校に関する情報や児童・保護者に関する情報を、発信・共有・保存しない。